

◎市民の声 回答一覧(令和3年度)

No.	受付年月日	表題	要旨	担当課	回答内容
1	R3.9.8	コロナウイルスについて	(杵築市内の)コロナウイルスの(ワクチン)接種の進捗状況について、ど〜んとテレビ等でお知らせ頂きたい。	健康長寿あんしん課	接種率の公表について、ご意見をいただき、本人と電話での対応の上、市公式ウェブサイトにて年代別の接種率を公表しています。
2	R3.10.18	自然環境の改善	向野の川(ふるさと館の前)は木々や雑草が生い茂り、ジャングルになっている。川とは思えない。見てほしい。私達子供時代にいたメダカやドンコは生きられないのではないか。川らしく水が清流の川に戻してほしい。一日も早く。お願いします。	建設課	11月18日に地元八丸区長と要望者らで、御許川の立会いを行い、現地状況を確認しました。八丸区長より御許川は向野地区全体に関わる案件の為、一度向野地区長と協議した後、改めて要望書を提出する旨の申し出を受けたので、了承しました。
3	R4.1.27	胎児・汚物焼却申請書様式の変更について	現在、杵築市役所で使用している「胎児・汚物焼却申請書」の様式を「胎児・胞衣等焼却申請書」と名称変更した様式にすべきだと思います。 そもそも汚物とは何のことか全く理解できません。胎児と同じ書類に併記していることから、出産時の後産等での排出物全般のことを意味するのかと推察しますが、その名称を汚物と総称して市役所で使用していることにとても違和感を感じます。 現代社会にあって女性や生命への尊厳は特に重んじなくてはならないところ、決して汚物などと軽々しく呼んではいけないと思います。即刻、汚物とは違う別名称での使用を強く要望します。	市民生活課	別杵速見広域圏内の統一の様式のため広域圏事務局へ情報提供しました。 →別杵速見広域圏事務局にて、様式(2号・4号)の修正を行いました。 ・「胞衣汚物」の表記を「胞衣等」に変更。
4	R4.1.27	里帰り出産における胎児死亡及び新生児死亡時の秋草葬斎場利用に対する特例及び利用料金の補助について	現在、不幸にも杵築市において胎児及び新生児が死亡した場合、秋草葬斎場を利用する時には杵築市民と市民外の区別に分かれた料金として申請するようになっています。遠隔地より帰省した里帰り出産妊婦の胎児及び新生児が死亡した場合には、大変な苦痛と不幸にも関わらず市役所窓口に出向き申請し、子を葬らなければならない作業に忙殺されます。この精神的・経済的な負担は如何ばかりなものでしょうか。 現在の居住地が杵築市外であったとしても、杵築の地に帰り、自然豊かな故郷で子供を産みたいと思っただが、不幸にもかなわなかった結果が市民と市民外の区別扱いではあまりに哀れ過ぎないでしょうか。 どうか、秋草葬斎場の利用区別を、里帰り出産の胎児及び新生児の死亡時にはその精神的・経済的な負担を考慮し、胎児及び新生児の場合のみ、特例として妊婦及びその子には、市民であることを承認し、秋草葬斎場利用時の市民外区別を無くしてはどうでしょうか。またそのことが難しいならば利用料金の一部を補助してはどうでしょうか。	市民生活課	別杵速見広域圏の条例事項なので広域圏事務局へ情報提供しました。(現在対応協議中)

5	R4.3.9	市立図書館の本貸出システムについて	図書館の貸出システムがわずらわしい。貸し出しの延長が一度返してからじゃないとできないなんてありえない。改善してください。	市立図書館	<p>杵築市立図書館では、市民の共有財産である図書資料を広く市民の方にご提供するため、貸出期間を2週間と定め、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 図書資料を延滞されていない利用者であること</li> <li>② 他の予約がない図書資料であること</li> <li>③ 貸出期間内の申し出に限り1回まで延長可</li> </ul> <p>という条件を定め、貸出延長サービスを実施しております。延滞された図書資料の即時再貸出を許容することは、一人の利用者による該当資料の占有等にもつながることが想定され、市民の方に広くご提供することが難しくなる場合もあり、このようなルールを定めております。同様のルールは、県内でも多くの図書館で運用されています。</p> <p>共有財産である図書資料を、市民の方に広くご利用いただくためのルールとして、ご理解いただければ幸いです。</p>
---	--------	-------------------	--	-------	--